# 最終処分場候補地の選定に係るご意見 に対する環境省の考え方について

平成25年3月28日環境省

#### いただいたご意見の概要

#### 10月30日 宮城県知事→環境大臣

- ①<u>選定の考え方やプロセスの丁寧な説明</u>を重ね、<u>段階的な合意</u> 形成を図りながら選定を行うこと。
- ②国有林だけではなく公有地も含めて幅広く検討を行うこと。
- ③<u>観光や農業(農業用水等)に係る影響</u>や、火山活動等の<u>自然条</u>件など、地域の実情を十分に考慮した上で設定すること。
- ④ 指定廃棄物については、排出された都道府県内において処分 を行うことが前提となること。
- ⑤ 最終処分場等の設置の調整と並行して、<u>候補地自治体の発展</u> のための地域振興策の支援も合わせて行うこと。
- ⑥ <u>最終処分場の構造、安全性等や、上記事項に対する国の考え</u> 方について、<u>国が主体となって市町村長に対し説明</u>する機会を 早急に設けること。

## ご意見に対する環境省の考え方(1)

(ご意見①) <u>選定の考え方やプロセスの丁寧な説明</u>を重ね、<u>段階</u> 的な合意形成を図りながら選定を行うこと。

最終処分場候補地の選定の考え方やプロセスについては、 この市町村長会議において丁寧に説明させていただく。

また、選定作業の進捗状況を共有しながら、候補地の選定を進めていく。

なお、複数案の提示については、提示後の候補地の絞込みの プロセスが合意できるか否かによると考えており、この点につい て、市町村長会議でご議論いただきたいと考えている。

## ご意見に対する環境省の考え方②

(ご意見②) 国有林だけではなく<u>公有地も含めて幅広く検討</u>を行 うこと。

選定の対象となる候補地は、これまで国有地(国有林野及び未利用国有地)としていた。

宮城県からご提示いただいた県有林や県有地についても、候補地の選定対象に含めたうえで、選定作業を行っていく。

## ご意見に対する環境省の考え方③

(ご意見③) <u>観光や農業(農業用水等)に係る影響</u>や、火山活動等 の<u>自然条件など、地域の実情を十分に考慮</u>した上で設定す ること。

#### 〇総論

今後、宮城県を含めた市町村長会議による評価項目及び評価基準についていろいろなご意見をいただいて、「指定廃棄物処分等有識者会議」において新たな評価項目及び評価基準について検討していく。

その際には、評価項目の特性から、「(1)安全等に関する事項」、「(2)安心等の地域の理解を得るために重要な事項等」に分類して、新たな基準の検討を行うこととしたい。

#### ご意見に対する環境省の考え方4

#### 〇観光に係る影響

先述の分類においては、(2)安心等の地域の理解を得るために 重要な事項等に該当すると考えられる。

観光については、市町村長会議におけるご議論を踏まえて対応させていただきたい。

## ご意見に対する環境省の考え方(5)

#### 〇農業(農業用水等)に係る影響

農業への影響は、適切な構造の施設を設置や、構造物の健全性の確認、地下水のモニタリング等による適切な維持管理により、水源の汚染は防止され、安全性は確保されると考えている。

その上で、農業への影響に係る評価を (2)安心等の地域の 理解を得るために重要な事項等 に分類し、評価することが考え られる。

従来は、候補地と農用地区域や河川までの距離として評価してきたところだが、市町村長会議における議論を踏まえて対応させていただきたい。

#### (※)従来の農業への影響に係る評価

農業への影響については、農用地区域までの距離を評価基準とし、候補地との距離に応じて評価ランクを1~3まで設定し、評価している。係数は×2。

1km:評価ランク1(2点)、500m~1km:評価ランク2(1点)、500m以内:評価ランク3(0点)

## ご意見に対する環境省の考え方⑥

#### 〇火山活動等の自然条件

火山活動は(1)安全等に係る事項に分類されると考えられる。

このため、気象庁の火山噴火予知連絡会により、火山防災のために監視・観測体制の充実等の必要がある火山として選定されている火山(宮城県の場合、栗駒山、蔵王山が該当)周辺地域について、市町村長会議における議論を踏まえて対応させていただきたい。

このほか、従来の評価項目に入っていない項目(例えば深層崩壊等)について、市町村長会議における議論を踏まえて対応させていただきたい。

#### ご意見に対する環境省の考え方⑦

(ご意見④) 指定廃棄物については、<u>排出された都道府県内に</u> おいて処分を行うことが前提となること。

県内で指定廃棄物の最終処分場を1箇所設置すべく、今後も取り組んでまいりたい。

## ご意見に対する環境省の考え方⑧

(ご意見⑤) 最終処分場等の設置の調整と並行して、<u>候補地自治</u> 体の発展のための地域振興策の支援も合わせて行うこと。

いただいたご要望については真摯に受け止めさせていただく。

環境省としては、まずは埋め立てる廃棄物の性状、施設の安全 性等について説明させていただき、地域の皆様と連携させていただ きながら、こうした点についてご理解をいただきたいと考えている。

## ご意見に対する環境省の考え方(9)

(ご意見⑥) <u>最終処分場の構造、安全性等や、上記事項に対する</u> <u>国の考え方</u>について,<u>国が主体となって市町村長に対し</u> <u>説明</u>する機会を早急に設けること。

施設の構造、安全性等に対する考え方については、この市町村長会議において、市町村長の皆様に説明させていただく。

(本日、資料4にてご説明させていただいた。)

環境大臣 長浜博行 殿

宮城県知事村井嘉



指定廃棄物の最終処分場の候補地選定等について(依頼)

このことについて、当県においては、平成24年10月25日(木)に指定廃棄物の最終処分場等に係る市町村長会議を開催し、最終処分場を県内1カ所に設置することについて同意をいただき、併せて、国へ下記事項について対応を求めていくことに関する合意がなされました。

8,000 Bq/kgを超える廃棄物の処理は喫緊の課題であり、最終処分場の設置が急務であります。また、そのためには、関係者間において円滑な調整が図られることが重要となります。

つきましては、最終処分場の設置を滞りなく進めるため、下記事項について実現が図られるようお願いします。

記

- 1 候補地の選定に当たっては、単に最終候補地を提示するのではなく、選定の考え方やプロセスの丁寧な説明を重ね、段階的な合意形成を図りながら選定を行うこと。
- 2 候補用地については、国有林だけではなく公有地も含めて幅広く検討を行うこと。
- 3 候補地の選定を行うに当たっての評価項目及び評価基準について、地域の基幹産業である観光や農業(農業用水等)に係る影響や、最終処分場の維持管理に影響を及ぼす火山活動等の自然条件など、地域の実情を十分に考慮した上で設定すること。
- 4 指定廃棄物については、放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針及び平成24年 3月30日に公表された「指定廃棄物の今後の処理の方針について」により、排出され た都道府県内において処分を行うことが前提となること。
- 5 最終処分場等の設置は、自治体にとって大きな負担となることを踏まえ、設置の調整 を行う際には、調整と並行して、候補地自治体の発展のための地域振興策の支援も合わ せて行うこと。
- 6 最終処分場の構造,安全性等や,上記事項に対する国の考え方について,国が主体となって市町村長に対し説明する機会を早急に設けること。

担当:環境生活部廃棄物対策課指導班 高橋

電 話 022-211-2648

ファクシミリ 022-211-2390

E-mail haitaid@pref.miyagi.jp